

保護者各位

南城市立玉城中学校
校長 伊敷 尚也
(公印省略)

「学校において予防すべき感染症」による出席停止と治癒証明報告書の提出について

生徒が学校感染症に罹った場合、学校保健安全法第19条の規定により、他の生徒に感染するおそれがある間は出席停止を講ずることとなっております。よって、医師の指示をしっかりと守り、療養させてください。

なお出席停止の期間は下記の表が目安となります。

- ※ 症状出現時に受診し、医師の診察及び出席停止期間の指示を受けてください。
- ※ 保護者記入で構いませんが、医師による証明が必要な場合もあります。当文書に関しましては、医師の指示を受け、保護者にてご記入をお願いします。
- ※ インフルエンザの治癒証明報告書については、別紙になります。

出席停止となる感染症の種類

病名	出席停止期間の基準
1. インフルエンザ	※別紙資料参照を！！
2. 百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで。
3. 麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
4. 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
5. 風しん(3日はしか)	発しんが消失するまで。
6. 水痘(水ぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで。
7. 咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで。
8. 結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。
9. 髄膜炎菌性髄膜炎	
10. 流行性角結膜炎	感染力が強い。従って、医師から感染のおそれが無くなったと判断されるまで。
11. 急性出血性結膜炎	※これについては、医師からの治癒証明書の提出が必要。
12. マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まり全身症状が良くなれば登校は可能。
13. ノロウイルス感染症 ロタウイルス感染症 (感染性胃腸炎)	下痢や嘔吐等が治まり、普段の食事がとれること。全身状態が良ければ登校可能。
14. 腸管出血性大腸菌 感染症(代表o157)	症状が治まり、抗菌薬治療が終了し、48時間をあけて2回の検便より菌陰性が確認されるまで。※これについては、医師からの治癒証明書の提出が必要。
15. 溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後24時間以内に感染力は失せる為、それ以降は登校可能。

☆ その他、学校で流行が起こった場合、または流行の恐れがある場合、流行を防ぐ為に出席停止の措置が必要となりうる感染症があります。

※ 病状により医師において感染の恐れが無いと認められた時は、この限りではありません。場合によっては、医師からの診断書の提出を求めますので、ご了承ください。

切---り---取---り---線

学校感染症 治癒証明報告書

南城市立玉城中学校
学校長 殿

年 組 番 氏名

診断名

診察を受けた医療機関名

出席停止期間

令和 年 月 日 ~ 月 日

医師の診察を受け、治癒しましたので登校させます。

令和 年 月 日

保護者氏名

印